

教育委員会定例会の傍聴

- 日時 3月23日(水)13:30～
 - 場所 町文化センター2階研修室
 - 定員 先着8人
- ※当日直接会場へお越しください。

▼問い合わせ先
教育委員会事務局 教育総務室 ☎26-2285(直通)

健康の保持・増進のため

人間ドック受診への補助金

人間ドックの受診を希望する人へ、申請により補助金を交付しています。

※町の健診を受けた場合、人間ドックへの補助金を受けることはできません。

▼対象

国民健康保険(国保)加入者

受診日現在1年以上国保の被保険者で、国保税を完納している人

※受診日現在30歳未満の人は対象になりません。

後期高齢者医療保険加入者

受診日現在町に住所があり、保険料を完納している人

▼医療機関 ご自身で選定

▼助成金額 2万円

※健診料が2万円以下の場合、は支払った金額まで

▼申請方法

受診後、左記のものを保険室に持参してください。

- 人間ドック健診料の領収書
- 健診結果通知表
- 通帳など(振込先がわかるもの)

▼受診期間

令和4年4月1日(金)～

令和5年3月31日(金)

▼申請期限

3月31日(金)

※3月中に受診した人は、あらかじめ申請期限内に申請し、健診結果通知表は5月1日(月)までに追加で持参してください。

※人間ドックの予約が取れないなど、期間中に申請ができないと思われる場合は、あらかじめ相談してください。

▼申請・問い合わせ先

住民課 保険室
☎26・2249(直通)



「活用ください」

ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは？

先発医薬品の特許が切れた後に、国の厳格な審査を受けて販売される医薬品のことです。有効成分などは新薬と同等ですが、新薬の7割以下の価格で購入できます。

薬代の差額を通知します

服用中の薬に替わるジェネリック医薬品がある人へ、医薬品を切り替えた場合の自己負担額の差額が分かる通知を毎年9月と3月に送付いたします。切り替えの検討にご利用ください。

ジェネリック医薬品への切り替え方法

- ①診療を受けている医療機関で「ジェネリック医薬品に切り替えたい。」と伝える。
- ②新しい保険証と一緒に届くジェネリック医薬品希望シールを医療機関窓口などで提示する。

※新薬しかない場合や、飲み合わせが変わることもありま
す。医療機関で十分相談した上で切り替えてください。

▼問い合わせ先

住民課 保険室
☎26・2249(直通)



宿直業務の民間委託について

役場庁舎の宿直業務(17:15～翌朝8:30)を4月17日(水)から民間業者へ委託する予定です。

これまで職員が行っていた庁舎警備、戸籍届出などの受領、緊急連絡などの職員への取り次ぎなどの業務は、受託先の警備員が行います。ただし、死亡届による火葬許可証の発行は、8:30～17:15です。なお、閉庁日の日直業務(8:30～17:15)は、引き続き職員が行います。

ご理解とご協力をお願いします。

▶問い合わせ先
総務課 人事行政室 ☎26-2240(直通)

地域と町をつなぐ相談窓口

民生委員・児童委員

地域福祉の推進役として活躍いただいている民生委員・児童委員の一斉改選が行われ、町では12月1日から34人が厚生労働大臣および県知事から委嘱を受けました。

福祉行政と皆さんのパイプ役として、困っている人の相談窓口になるなどの活動をしていきます。

▼問い合わせ先

介護福祉課 福祉室
☎ 26・2246 (直通)

民生委員・児童委員協議会事務局 (社会福祉協議会)

☎ 54・3930

一人で悩まず
相談してください!



氏名(敬称略)	自治会	担当区域
渡邊 久子	小 倉	上小倉・下小倉上
武井 肇		下小倉中・下
下田 範子	上野田	小井堤町
政田 裕子		上町・下町
森田きよ子		原沢町・森田町
岸 ハツエ	上野原	東部・西部
荒木加代子		南部・塔の辻
秋山 光浩	下野田	原・宮下
神宮美代子		中部・北部下南
星 孝男		北部下北西・北東
齊木由紀江		北部上南・上北
邑上 信子		南部
土井 健治		北 下
中島 雅子	南 下	東部
畠岡由美子		木戸・大藪
近藤 忍		下八幡北・南
吉澤 一之		陣 場

氏名(敬称略)	自治会	担当区域
今井久美子	大久保寺	大下
本多はるみ		下中町・下町一区、二区
大塚 規子	大久保寺 上	中町・上町
中島 弘之		田端
野村 高彦		三津屋1区・2区
後藤まり子		三津屋3区・4区・町営住宅
小和瀬明香	溝 祭	南部一区
糸井 晃子		南部二区、三区
茂木 哲由		中部
大武ふじみ	駒 寄	北部
金井 量平		駒寄
飯塚 京子	駒 寄	駒寄台
柳岡美津子		瀬来
桑原 恵子	漆原西	根古屋
栗田 正之		内手・諏訪
齋藤 正明	漆原東	万蔵寺・大町
栗田 圭子		両原・新田

◎会長 ○副会長 ★主任児童委員



第11回特別弔慰金

▼支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債)

▼対象 戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受取る人がいない場合に、次の順序による先順位の遺族1人

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者などの子

③戦没者の死亡時に生計を共にしていた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(婚姻や養子縁組により、令和2年4月1日現在で氏が変わっている人は除く)

④③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

⑤①～④以外の3親等内の親族(戦没者死亡時まで引き続き一年以上生計を共にしていた人に限る)

▼請求期限 3月31日(金)

▼留意事項 既に第11回特別弔慰金を請求している人は手続き不要です。請求から審査までは時間がかかります。

▼請求手続き・問い合わせ先

介護福祉課 福祉室
☎ 26・2246 (直通)